

〔新型コロナウイルス感染症対応〕

建設リサイクル法の届出【土木工事等】を郵送する際の注意事項

- 1 工事着工の7日前までに届出書が当課に到達するよう、日数に余裕をもって発送してください。
- 2 必要書類が全て揃っていることを、伝達書のチェック欄で御確認のうえ発送してください。不足書類がある場合、受付できない場合があります。
- 3 郵送等は、発送者の責任において行ってください。書留やレターパック等の追跡サービスのある信書便にて送付してください。また往復の郵送等にかかる費用は発送者が負担してください。
- 4 届出書の写しを返送いたします。必ず返信用封筒（住所・宛先記入。切手等添付）を同封してください。
- 5 郵送での受付は当面の間行いますが、状況の変化により取扱いを変更することがあります。

《お問い合わせ先》

川崎市建設緑政局総務部技術監理課
建設副産物担当
電話 044-200-2764

■ 郵送先

〒210-0007

川崎市川崎区駅前本町12-1川崎駅前タワーリバークビル17階

川崎市 建設緑政局 総務部 技術監理課 建設副産物担当 行

※封筒に「リサイクル法届出書在中」と記載してください。

※建築物に係る工事は、まちづくり局指導部建築管理課が届出窓口となります。